

# 償却資産(固定資産税)

## 申告の手引

### 八千代町



憩遊館モニュメント

1月末日の提出期限までに申告をお願いします。

常日頃より税務行政につきましてご理解とご協力をいただき御礼申し上げます。  
申告の手引により償却資産の申告についてご案内させていただきます。  
償却資産申告書の法定提出期限は1月末日となっています。期限内での提出にご協力をお願いします。

償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は申告書の備考欄にその旨を記載して提出して下さい。

八千代町役場税務課資産税係

# 目次

## I 償却資産の概要

- 1 償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 種類別の主な償却資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 償却資産の申告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 業種別の主な償却資産の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 5 申告の対象となる償却資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 6 申告の対象とならない償却資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

## II 償却資産申告書類の作成方法

- 1 作成書類・・・4
- 2 申告事項・・・4
- 3 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 4 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

## III 償却資産の評価及び課税等について

- 1 納税義務者・課税標準等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2 家屋と償却資産の区分・・・8

## IV その他

- 1 実地調査のお願い・・・9
- 2 申告時のお願い・・・10

## <参考>

固定資産評価基準 別表第 15(減価率・減価残存率表)

# I 償却資産の概要

## 1 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる機械や備品等の資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

例えば、冷蔵庫やテレビなどの機械・器具は家庭用として使用すれば課税対象にはなりません。工場・商店等の経営や賃貸業などの事業に用いている場合は償却資産に該当し、土地・家屋と同様に固定資産税が課税されます。

## 2 種類別の主な償却資産

資産の種類	主な償却資産の内容
1 構築物 (建物付属設備を含む)	駐車場の舗装路面、広告塔、門・塀、緑化施設等の外構工事、ドック、井戸、土留擁壁、貯水池等
	建物付属設備 建物所有者が取付けた建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、冷凍冷蔵設備、LAN設備、特定の生産又は業務用の設備等 賃貸家屋における内装、造作等の特定附属設備
2 機械及び装置	旋盤、印刷機等の各種産業用機械及び装置、農林業機械、ブルドーザー、クレーン等の建築機械、太陽光発電設備等
3 船舶	貨客船、漁船、ボート等
4 航空機	飛行機、ヘリコプター等
5 車両及び運搬具	フォークリフト、クレーン車等の大型特殊自動車、構内運搬車等(分類番号が「0」「00～09及び000～099」「9」「90～99及び900～999」の車両) 農耕作業用自動車で最高速度が時速35km以上のもの及び台車等 ※自動車税、軽自動車税の対象となる車両を除く。
6 工具、器具及び備品	ワープロ、パソコン等の事務機器、テレビ、ゲーム機器、陳列ケース、金庫、応接セット、エアコン等

### 3 償却資産の申告について

償却資産の所有者は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月末日までに賦課期日である 1 月 1 日現在における償却資産の所有状況を当該償却資産の所在地である市町村に申告する義務があります。

正当な理由無く申告をされなかった場合には、地方税法 386 条及び八千代町税条例第 75 条の規定により、10 万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第 368 条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。

### 4 業種別の主な償却資産の例

業種	主な償却資産の内容
共通	応接セット(5 又は 8)、キャビネット(15)、ロッカー(15)、パソコン(4)、金庫(20)、コピー機(5)、エアコン(6)、看板(10)、置型太陽光発電設備(17)、その他
飲食業	カラオケ(5)、厨房用品(5)、冷蔵庫(6)、椅子(5)、食卓(5)、その他
理容業 美容業	理・美容椅子(5)、サインポール(3)、煮沸器(6)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、その他
医療業	消毒殺菌用機器(4)、レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、手術機器(5)、ファイバースコープ(6)、歯科診療ユニット(7)、その他
小売業	レジスター(5)、陳列ケース(6 又は 8)、肉切断機(9)、冷凍機(9)、冷蔵庫(6)、冷蔵ストッカー(4)、ネオンサイン(3)、その他
加工・修理業	旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(5 又は 8)、圧縮機(10 又は 15)、測定検査工具(5)、その他
土木建設業	パワーショベル(6)、ブルドーザー(6)、ランマー(6)、その他
不動産賃貸業	緑化施設(植木等)(20)、アスファルト駐車場(10)、機械式駐車設備(ターンテーブル及び機器部分)(10)、塀(金属製)(10)、その他

※上記は業種別に償却資産を例示したものとなります。( )の数字は各資産の法定耐用年数を示していますが、使用目的等により変更となる場合がありますのでご注意ください。

## 5 申告の対象となる償却資産

毎年1月1日現在町内に存在する、事業の用に供することができる資産のうち、次の(1)、(2)の要件を満たすものが申告の対象となります。

(1)土地及び家屋以外の有形固定資産で、所得税法又は法人税法の所得計算上、減価償却の対象となる資産

(土地及び家屋の用語の意義は地方税法第341条の規定によります)

○次に挙げる資産も申告の対象になりますので、ご注意ください。

ア 建設仮勘定で経理されている資産

イ 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

ウ 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)

エ 償却済資産(減価償却が終わった資産)

オ 遊休資産(稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産)

カ 未稼働資産(既に完成しているが未だ稼働していない資産)

キ 改良費(税務会計上の資本的支出に該当するもの)

ク 借用資産(リース資産)であっても契約の内容が割賦販売と同等である資産

ケ 取得価格が30万円未満の資産で、税務会計上において租税特別措置法第28条の2又は第67条の5を適用し、即時償却している資産

(2)耐用年数が1年以上で取得価格(1個又は1組当たり)が10万円以上の資産

## 6 申告の対象とならない償却資産

次の資産は、償却資産の課税対象にならないため申告の必要はありません。

ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべき資産(※)

イ 無形固定資産(例：ソフトウェア、鉱業権、特許権、実用新案権等)

ウ 繰越資産

エ 一括して3年間で償却する資産

オ 耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満の資産で、税務会計上固定資産として計上していないもの

※小型特殊自動車の場合：以下の条件に合致するもの

①車両の長さが4.70m以下のもの ②車両の幅が1.70m以下のもの

③車両の高さが2.80m以下のもの ④最高速度が時速15km以下のもの

農耕作業用自動車(乗用)の場合：最高速度が時速35km未満のもの

農耕作業用トレーラの場合：農耕トラクタのみにけん引される農作業用のもの

## II 償却資産申告書類の作成方法

### 1 作成書類

書類名	注意事項
償却資産 申告書	・前年中に資産の増減がない場合でも、申告書に所定の事項を記入いただき、「18 備考」欄に前年中資産増減無しの旨を記入下さい。 ・ <u>商号変更、事務所の転入・転出、廃業及び解散については、その事由と年月日を「18 備考」欄に記入して下さい。</u>
種類別明細書	毎年1月1日現在に八千代町内に所有している全ての資産を記入して下さい。

### 2 申告事項

#### (1) 取得価格

取得価格とは、事業の用に供する償却資産を取得するために取得時において通常支出すべき金額であり、引取運賃、荷役費、運送保険料、関税など、その償却資産を購入するために要した付随費用も含まれます。

取得価格の算出方法は法人税又は所得税の取扱いと同様となります。ただし、圧縮記帳の制度は認められていないため、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を含めた価格を記入して下さい。

#### (2) 耐用年数

耐用年数は、法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入して下さい。耐用年数には、次の3種類があります。

ア 法定耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表をご覧下さい。

基本的に、この耐用年数により申告して下さい。

イ 中古見積耐用年数：耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数。

ウ 短縮耐用年数：法人税法又は所得税法の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けた時の耐用年数をいいます。なお、この場合は国税庁の承認通知書の写を申告書に添付して提出して下さい。

#### (3) その他

所在、種類、数量、取得時期、増加事由、その他償却資産課税台帳への登録及び価格決定に必要な事項を、記入例(5～6 ページ)を参考に申告して下さい。



## 2 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例

[資産の種類]  
資産の種類について該当する番号を記入して下さい。  
1.構築物(建物附属設備)  
2.機械及び装置  
3.船舶  
4.航空機  
5.車両及び運搬具  
6.工具・器具及び備品

[数量]  
該当資産の数量を記入して下さい。

[取得年月]  
資産を取得した年月を記入して下さい。  
平成: 4 令和: 5  
(例)平成5年6月の場合、140506とします。

[耐用年数]  
原則として法人税又は所得税の申告時に用いるものと同じ耐用年数を使用して下さい。また、短縮耐用年数を適用している場合は、短縮された耐用年数を記入し、「耐用年数の短縮承認通知書」の写しを添付して下さい。

[所有者名]  
氏名又は名称を記入して右の欄へペーシ数を付して下さい。

※八千代町に初めて申告する方は、必ず全資産を申告して下さい。

第二十六号様式別表一(提出用)

### 種類別明細書(増加資産・全資産用)

行番	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年 号	取得価額	耐用年数	減価残存率	所有者名		1枚のうち 1枚目
									価額	課税標準の特例 の終年(率)コード	
01	1.0001	コガイ	アスファルトホソウ	1	4 04 05	1,100,000	14	0	株式会社	八千代償却工機	1枚のうち 1枚目
02	1.0002	ユウジヨウ	ホキョウコウジ	1	4 05 09	1,500,000	18	0			適要
03	1.0003	レジスター		1	4 05 10	321,000	5	0			取得価格 訂正
04											
05	2.0001	テンジヨウクレーン		1	4 01 02	1,550,000	7	0			
06	2.0002	ジブクレーン M=40.2		2	4 01 04	23,689,325	7	0			
07	2.0003	タンク	チヨスイソウ	1	3 62 10	450,000	8	0			
08											
09	6.0001	エアコン		1	3 62 07	376,874	5	0			
10	6.0002	コンプレッサー		1	3 62 08	146,874	5	0			
11	6.0003	フアクシミリ		1	4 09 03	420,000	5	0			
12	6.0004	コピー		1	4 04 01	557,000	5	0			
13	6	フアクシミリ		1	4 30 10	419,900	4	0			
14	6	コンピュータK670(即時償却)		1	4 30 02	1,690,000	6	0			
15	6	カラオケ		1	4 30 08	1,658,800	5	0			
16											
17											
18											
小計											

[摘要]  
当該資産について、次のような事項を記入して下さい。  
1.課税標準の特例がある資産について、その適用条項  
2.短縮耐用年数を適用している資産についてその旨の表示  
3.増加償却を行っている試算についてその旨の表示  
4.その他その資産の評価に必要な事項

[増加事由]  
資産が増加した場合、該当する番号に○を付けて下さい。  
1.新品取得  
2.中古品取得  
3.移動による受入れ  
4.その他

増加資産については、  
・資産の種類  
・資産の名称等  
・数量  
・取得価格  
・耐用年数  
は必須記入事項ですので、必ず記入して下さい。

記載項目に修正・変更がある場合は、該当項目を二重線で取り消し、その欄内の上部に正しい内容を記入して下さい。

資産が減少した場合は二重線で抹消し、摘要欄に除却年月と理由を記入して下さい。  
例: H30.9 廃棄

[取得価格]  
償却資産を取得するために支出した金額(付随費用)をいいます。また、法人税法及び所得税法の規定による圧縮記帳の取扱いは認められていませんので、圧縮額を含めた価格を記入して下さい。

[小計]  
数量及び取得価格の合計を記入して下さい。

[資産の名称等]  
名称、規格等を記入して下さい。  
初めて申告する方は、新・旧の資産に係らず全資産を記入して下さい。

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古取得、3移動による受入れ、4その他 のいずれかか○印を付けてください。

# Ⅲ 償却資産の評価及び課税等について

## 1 納税義務者・課税標準等について

### (1) 納税義務者

毎年1月1日の賦課期日現在における償却資産の所有者となります。

### (2) 償却資産の評価

固定資産評価基準に基づき、取得価格を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。

ア 前年中に取得された償却資産

$$\text{評価額} = \text{取得価格} \times \frac{1 - (\text{減価率}[\ast] \div 2)}{2}$$

減価残存率(前年中取得のもの)

イ 前年前に取得された償却資産

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

減価残存率(前年前取得のもの)

※減価率：償却資産の価値が時間経過により減少する率で、税務会計上の耐用年数に応ずる償却率(定率法)と同じ率となります。

### (3) 価格の決定及び課税台帳への登録

資産ごとの評価額の合計が決定価格となり、償却資産課税台帳に登録されることとなります。

### (4) 課税標準及び税額の計算方法

償却資産の課税標準は毎年1月1日の賦課期日における当該償却資産の価格で、償却資産課税台帳に登録されたものです。

税額の計算方法(※1)

$$\text{税額} = \text{課税標準額}(\ast 2) \times \text{税率}(1.4\%)$$

※1：課税標準額の合計が免税点(150万円)未満の場合は課税されません。

※2：町内に所在する資産価格の合計で通常、評価額と同等となります。

### (5) 非課税資産

国、都道府県、市町村等が公共の用に供する償却資産は、地方税法第348条及び同法附則第14条等の規定により、固定資産税が課税されません。

### (6) 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。課税標準の特例を受ける場合には、**特例該当資産であることを証する書類**を申告書に添付して下さい。

＜適用される特例の一例＞

- ・ 公共の危害防止施設・設備
- ・ 再生可能エネルギー発電設備
- ・ 中小企業者等が新規取得した生産性向上に資する機械・装置

※特例については、税制改正により特例対象資産、取得時期、特例率等が変更になる場合があります。適用資産の詳細については、国の関係機関又は八千代町ホームページでご確認下さい。

## 2 家屋と償却資産の区分

### (1) 自己所有家屋に取付けた建物附属設備

#### ア 建物附属設備の家屋と償却資産の区分(次ページの区分表参照)

自己所有家屋に取付けた建物附属設備は固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産に区分して課税されます。

償却資産とするもの：単に移動を防止する程度に家屋に取付けられた移動・取り外しのできる設備又は家屋から独立した設備

家屋とするもの：家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備など

#### イ 特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源、熱源、水・汚水処理、動力配線・配管、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備等及びその附属設備は償却資産になります。

例：工場内の製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスバーナー用ガス配管、工業用水道・汚水配管、精密機械工場内の空調・集塵設備、熱処理用ボイラー設備、コンピュータ室(人が作業することを想定しない部屋)に設置された大型コンピュータの冷却専用空調設備など

※ただし、事務室の照明用電気配線や生活上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋の評価対象となります。

### (2) 賃貸人等の方が施工した内装、造作、建設設備等の資産(特定附帯設備)

賃貸ビル・貸店舗等を借り受けて事業をされている方(賃貸人)が事業を営むために施工した電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上及び建具、配線・配管等のことを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備は、賃貸人の方に償却資産として固定資産税が課税されるため、賃貸人の方が償却資産として申告して下さい。

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電気設備	自家発電設備、受変電設備、特定業務に用いる動力用配線配管設備、投光機、スポットライト、家屋と分離した屋外照明設備、交換機、配電盤、蓄電池、中央監視設備、無停電電源設備、電力引込工事 ※一般家庭で用いないもの	屋内照明設備、一般の動力設備、電話・インターホン・電気の配線
給排水・ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備等(配管を含む)	左記以外の設備
給湯設備	湯沸器等の局所式給湯設備等(ユニットバス等用を除く)	中央式給湯設備、ユニットバス用給湯器等
避雷設備、換気設備、衛生設備	家屋と一体ではない設備、特定の生産又は業務用設備等	左記以外の設備
空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備等	家屋と一体である設備(埋込式のもの)
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等	消火栓設備、スプリンクラー設備等
運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直運搬機等	エレベータ、エスカレータ、ダムウェータ等
厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店、ホテル、百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房施設等	左記以外の設備
簡易間仕切り	床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達する程度のもの
外構工事	工事一式(門、塀、緑化施設等)	
その他	ろ過装置、文字看板、POSシステム、駐輪設備、ゴミ処理設備(簡易なもの)、カーテン・ブラインド等	

# その他

## 1 実地調査のお願い

申告受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために地方税法第 353 条及び第 408 条の規定により、資産税係職員が償却資産の評価等のために問い合わせをさせていただく場合や、実地調査にお伺いすることがあります。調査を実施するには事前にご連絡いたしますので、ご協力をお願いします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第 354 条の規定により 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合現年度だけでなく地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により最大 5 年度分まで遡及して修正することもありますので、ご了承下さい。

## 2 申告時のお願い

- (1) 申告書を郵送される方で控の返送を希望される方は、**必ず返信用封筒に料金相当分の切手を貼って同封して下さい。**
- (2) 申告関係書類が不足した場合は、税務課資産税係までご連絡いただくか、もしくは八千代町ホームページからダウンロードできますのでご利用下さい。  
八千代町ホームページ <http://www.town.ibaraki-yachiyo.lg.jp>

トップページ→暮らし・手続き→税金→固定資産税→償却資産の申告について

- (3) 未申告及び申告漏れ等がある場合は、現年分だけではなく、地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により最大 5 年度分を限度として資産を取得した翌年まで遡及しての申告が必要となります。
- (4) eLTAX(エルタックス)地方税ポータルシステムを利用することにより、インターネットからの電子申告も可能です。  
詳細は eLTAX ホームページをご覧ください。  
eLTAX ホームページ <http://www.eltax.jp/index.html/>

<参考>

固定資産評価基準 別表第 15(減価率・減価残存率表)

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得のもの	前年前取得のもの			前年中取得のもの	前年前取得のもの			前年中取得のもの	前年前取得のもの
—	—	—	—	21	0.104	0.948	0.896	41	0.055	0.972	0.945
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053	0.973	0.947
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052	0.974	0.948
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051	0.974	0.949
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050	0.975	0.950
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049	0.975	0.951
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047	0.976	0.953
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046	0.977	0.954
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044	0.978	0.956
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043	0.978	0.957
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043	0.978	0.957
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042	0.979	0.958
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041	0.979	0.959
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040	0.980	0.960
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040	0.980	0.960
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941	58	0.039	0.980	0.961
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038	0.981	0.962
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944	60	0.038	0.981	0.962

※「固定資産評価基準」とは、地方税法第 388 条に基づく総務大臣告示です。

申告書の提出期限は  
1月末日です！



は な まる

八 菜 丸

(八千代町イメージキャラクター)

期限内申告と納期限内納付にご協力下さい。  
納付には安心便利な口座振替をお勧めします！

**お問い合わせ先**

〒300-3592 茨城県結城郡八千代町大字菅谷 1170 番地

八千代町役場 税務課資産税係

TEL 0296-48-1111(代表) 内線 1510,1511

FAX 0296-48-4371

 八 千 代 町